

商工連ながの

2016.11
VOL.366

- 商工会長会議
- 『地域資源活用による新商品開発取組支援』
喬木村商工会 中小企業の新たな事業活動
- コワーキングスペース「えべや」で創業支援
東御市商工会 商工会はいま－Vol.104
- ウッドデッキ設置による販路開拓
安曇野市商工会 一小規模事業者持続化補助金活用－
- 上席専門経営支援員の支援事例紹介
- 「経営力向上計画」で稼ぐ力を強化するチャンスです！
経営ワンポイントアドバイス
- 残業代に係わる問題について
法律ワンポイントアドバイス
- 工房ふるかわや
木祖村商工会 この人に注目－Vol.108
- みんながわになる長和町
長和町商工会 ふるさと紹介－Vol.18
- 経営セーフティ共済・小規模企業共済制度

長野県商工会連合会のホームページ・E-mail アドレス
<http://www.nagano-sci.or.jp/>
shokoren@nagano-sci.or.jp

久米路橋の紅葉と屋形船

県歌信濃の国に歌われる久米路橋は、長野市信州新町と同信更町に架かる橋です。その周辺の久米路峡は、犀川が水内ダムの「ろうかく湖」になる前、急流が奇岩の間を縫う絶景であったと言われています。今なお、岩場を彩る紅葉は、屋形船からも楽しめます。

信州新町商工会



商工会長会議開催

10月19日（水）、20日（木）商工会長会議を阿智村「湯多利の里 伊那華」にて開催しました。会議の冒頭、柏木会長より「今年度商工連においては、引き続き『商工会中期マスタープラン』の推進を掲げて事業に取り組んでおります。とりわけ『経営支援体制の整備と支援内容の充実』について集中的に取り組み12名の上席専門経営支援員を配置して、ステージⅢの専門分野グループの活動の充実も図っております。いよいよ実績づくりに力点を置いて推進しているところでございますので、引き続き商工会長の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思います」と挨拶がありました。



柏木会長



長野県観光機構 原常務理事



信濃町商工会 間瀬会長



全国連 乾専務理事

関東経済産業局長表彰・長野

県商工会連合会

長表彰が行われ、

続いて地域経済

活性化と中小企

業・小規模事業

者の成長・持続

的発展のための

地方集会決議文

が採択されまし

た。

（二社）長野県

観光機構の原常

務理事事業統括

本部長より「長

野県の観光振興について」と題し、来年

度の観光事業に焦点を当てた講演をいた

だきました。信濃町商工会の間瀬会長よ

り「起業塾の取り組み」と題し、創業者

を商工会員とすることにより会員増加を

実現したことについて講演をいただきました

ました。全国商工会連合会の乾専務理事よ

り「中央情勢について」と題して、国の

情勢や全国連施策について講演をいた

だきました。

翌日は満蒙開拓の資料等が展示されている「満蒙開拓平和記念館」の見学を行いました。

中小企業等経営強化法（平成28年7月施行）による支援の流れ

中小企業等経営強化法7月よりスタート!

「経営力向上計画」で稼ぐ力を強化するチャンスです!

人材育成、設備投資などによる、生産性向上を集中支援!

計画策定のサポートも充実!



認定計画に基づき取得した一定の機械及び装置の
固定資産税が半分に!
その他、様々な金融支援!



01

経営力向上計画を策定

申請書はたった2枚

「経営力向上計画」とは

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。具体的には、現状認識、目標、取組内容などを記載する実質2枚の様式により策定します。



計画策定に際しては、申請の手引きや本計画の概要を以下のページに掲載しております。

詳しくはこちら

経営強化法 |

検索

02

担当省庁による認定

事業分野ごとの担当省庁に事業分野別指針等によって計画を提出し、認定を受けます。提出は郵送でも受け付けています。詳しくはホームページでご確認ください。

03

固定資産税の軽減措置

3年間、1/2に軽減

利用できる方：資本金1億円以下の会社、個人事業主など
対象設備：160万円以上の機械及び装置であること(新品)
要件：生産性が年平均1%以上向上する設備 など

軽減を受けられる代表的な設備等、税制について詳しく知りたい方はホームページに要件や対象設備、FAQ等を掲載しております。

その他の金融支援

中小企業向け：信用保証協会による信用保証の枠の拡大など
中堅企業向け：独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証 など
以上のような様々な支援が受けられます。

04

経営力の強化を実現

お問い合わせはお近くの商工会まで

雇用の分野で

障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となりました

「障害者の雇用の促進等に関する法律」を改正 平成28年4月1日から施行

Point 雇用の分野での合理的配慮の提供義務

合理的配慮とは、

- ・募集及び採用時においては、障害者と障害者でない人との均等な機会を確保するための措置
 - ・採用後においては、障害者と障害者でない人の均等な待遇の確保または障害者の能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置
- のことをいいます。

＜募集・採用時の合理的配慮の例＞

- ◆視覚障害がある方に対し、点字や音声などで採用試験を行うこと
- ◆聴覚・言語障害がある方に対し、筆談などで面接を行うこと

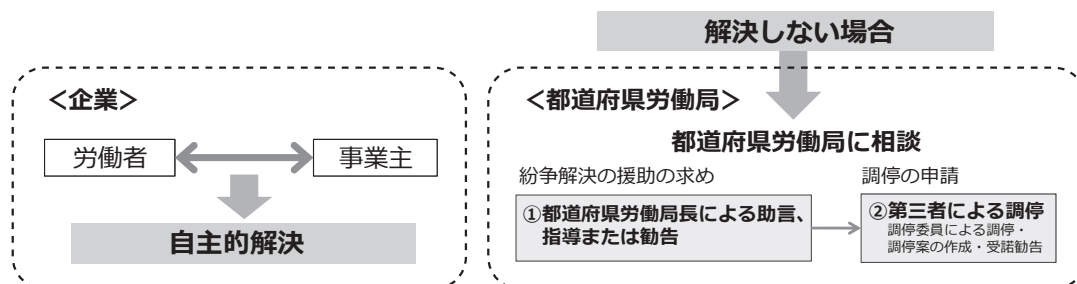
＜採用後の合理的配慮の例＞

- ◆肢体不自由がある方に対し、机の高さを調節することなど作業を可能にする工夫を行うこと
- ◆知的障害がある方に対し、図などを活用した業務マニュアルを作成したり、業務指示は内容を明確にしてひとつずつ行なったりするなど作業手順を分かりやすく示すこと
- ◆精神障害がある方などに対し、出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること

Point 相談体制の整備、苦情処理、紛争解決の援助

事業主は、相談窓口の設置など、障害者からの相談に適切に対応するために必要な体制を整備しなければなりません。また、事業主は、障害者に対する差別や合理的配慮の提供に係る事項について、障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

また、当事者の話し合いによる自主的な解決が難しい場合の紛争解決を援助する仕組みとして、
①都道府県労働局長による助言、指導または勧告 ②第三者による調停制度
を整備しています。



詳しくは、お近くの都道府県労働局・ハローワークにご相談ください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

長野県最低賃金改正のお知らせ

長野県内の事業場で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している全ての使用者に適用される「長野県最低賃金」が、平成28年10月1日から時間額770円に改正されました。

この機会に、ぜひ賃金の確認をしてみてください。

また、最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援制度（業務改善助成金、キャリアアップ助成金や相談窓口）がありますので、ぜひともご活用ください。

お問い合わせは、

最寄りの労働基準監督署または、長野労働局 労働基準部 賃金室（電話026-223-0555）までどうぞ。

地域資源活用による 新商品開発取組支援

～未利用材の有効成分を
機能性食品原料へ転換、商品化事業～

喬木村商工会

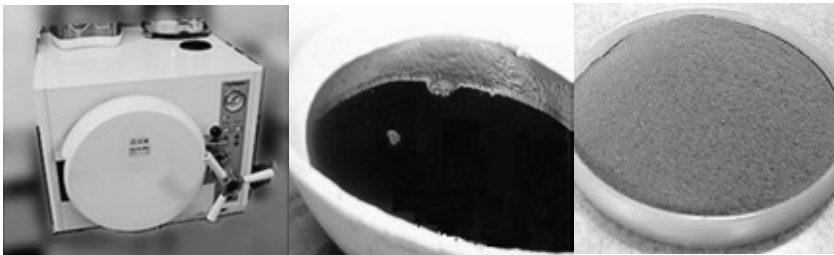
喬木村商工会では現在、食品製造業会員2社の新商品開発支援を主目的に、平成28年度長野県地域産業活性化基金助成金制度を活用して、その実現に向けて取り組んでいます。

具体的には当地域では市田柿が有名な特産品ですが、その製造過程では柿皮や規格外の柿実等いわゆる残渣が大量に発生します。その残渣に対して、「色差分解」という特許技術で処理すると、柿渋の主

①柿の皮残渣（イメージ）



②色差分解処理した抽出物（エキス、ペースト状の機能性原料）



色差分解装置

抽出液（エキス）

固形物（ペースト状）

成分であるタンニン等の有効成分が、身体に吸収されやすい形（単糖）で抽出されます。

そしてこの有効成分（機能性原料）を食品に添加することで、酸化防止剤・防腐剤・脱酸素剤の代替として、食品の日持ち効果が期待できると考えました。また更に保存性（防カビ）の為に投入されている砂糖の投入量を減らせることで、低糖度化の健康志向に繋がると考えました。自然由来の有効成分によって低糖度化された製品は「機能性食品」として、

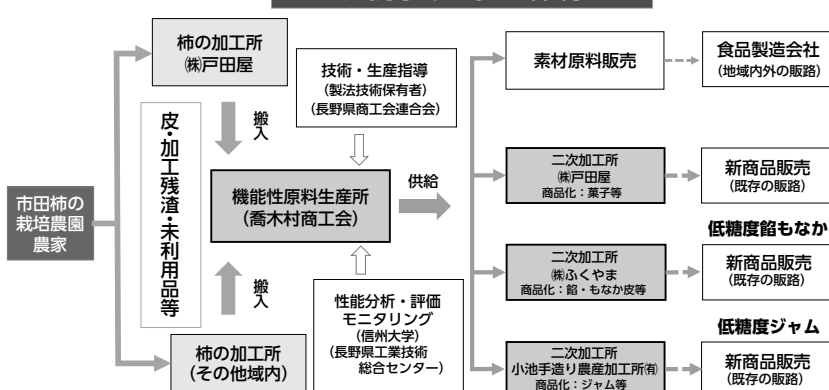
一般の方ももちろん、特に糖分摂取を控えるように勧められている方に歓迎されることが期待できます。

さて、事の発端は昨年11月に商工連中信支所の山田修一専任専門経営支援員による第1回目の相談指導から始まりました。工業部会の正副部長として柿ふくやま福山康雄社長と小池手造り農産加工所（所）松島敏社長は部会事業を展開する良きパートナーであり、またお互いに食品製造者として（柿ふくやまもなか皮製造所）全国2位の規模、小池手造り農産加工所（所）・農産物加工の業界では全国（の先駆的存在）共同開発研究を模索する中で、山田専任より果実等の有効成分を活用する形で機能性食品による共同事業化を提案して頂きました。社長方々と山田専任、主任経営支援員の4名で協議する中で、両社長から「日持ち効果への応用」と「低糖度化への期待」が発案され、その有用性を明らかにする為、研究費等の補助申請をしました。

7月6日にキックオフ会議を開催し、委員と関係機関出席の下、本事業の目的等を共有しました。また8月19日の第2回会議では、市田柿の皮や実と条件を変えながら抽出した6サンプルの成分試験分析結果の考察等を行いました。

③機能性食品の開発研究体制

連携事業の推進体制



〈商品のイメージ〉



上席専門経営支援員の活用とともに、商工会に期待される機能①有効な人的繋がりが②資金手当て③リスク軽減化を実現でき、かつ職員の支援能力も向上できる補助事業利用のメリットはとても大きいと感じています。

商工会はいま――

Vol.104

東御市商工会

東信

コワーキングスペース

「えべや」で創業支援

東御市商工会では、商工会本所を田中商店街に移転を機に、2016年4月創業支援・産業振興を積極的に行う為、商工会館内に「コワーキングスペース『えべや』」をオープンさせました。

最近、ソーシャルメディア・ツールの発達により、オフィスにいかなくとも自



えべや

宅で、カフェで、場所の制約にとらわれず働くことが可能になり、一方で自宅での作業は時に孤独感を伴い、カフェでは十分な電源や高速インターネットアクセスが確保できないケースがあり、「コワーキングスペース」という新しい共有オフィス環境が話題になりつつあります。ビジネスの構想を温めて将来ジャンプするまで準備する場所。志を同じくした人が集い、ビジネスの新しい芽も生まれる場所。自由に議論したり情報交換したりできる雰囲気があります。日頃、接点がない人同士の交流の場にもなります。今後は特に女性が気軽に立ち寄れるスペースづくりを大切に、又、利用者と地元企業のニーズにあったスキルアップセミナー、事業主向けセミナー等、転職・復職・企業の相談ならびに、研修後の受講者と企業とのマッチングにも力を入れていきます。さらに、県のお



えべやHPアドレス

<http://ebeya-tomi.com/>

ためしラボの受入可能なサテライトオフィスは2階に整備し、都会のIT人材の東御市への移住を促進します。『えべや』とは、東信地方の方言で『一緒に行こう』を意味します。ロゴはeメール、矢印、スタートアップ、オレンジ色、元気を表しています。現在、会員登録をしている方は、デザイナーや映像制作関係者などフリーランスで仕事をしている人・自宅で起業をしたい人等様々です。今年4月から5か月間の利用者は、延324人となっています。会員同士・利用者の雑談からチラシやホームページ・名刺の作成等につながることもあります。営業時間は、平日午前9時から午後5時まで。無線LANや電源、図書閲覧は無料です。前例のないことに取り組むことは困難を伴います。東御市商工会では、コワーキングスペース『えべや』を東御市の新たな産業振興の拠点とし、特に創業支援には力を入れ、長野県一創業しやすい商工会をめざし挑戦し続けます。



1階コワーキングスペース



2階ワーク協働スペース

ウッドデッキ設置による販路開拓

— 小規模事業者持続化補助金活用 —

安曇野市商工会



安曇野の自然の中のウッドデッキを利用したランチの提供

安曇野市穂高有明の森の中で、ちいさなフレンチレストラン「BON VIVANT」を開業しております。

おかげさまで地元の方はもちろん、別荘や観光の方にも広くご利用いただき、17年目を迎えることができました。

しかし、ここ数年のライフスタイルの変化、ペット連れ・分煙など対応しきれない場面ができました。

そこで自然の中でゆっくりと食事をとっていただける空間、店内禁煙の為愛煙家へのサービス、小さなお子様や家族としてのペット連れのお客様へのサービスに対応するため、テラス席を作りたいと以前より考えていました。

知人に相談したところ、中小企業向けの小規模事業者持続化補助金制度を教えてください、さっそく申し込みを決めました。

商工会の方には親身に相談にのっていただき、申請に向け準備を重ね、無事に採択されました。

昨年9月から工事に取り掛かり、この春よりテラス席が使えるようになりました。

GW・お盆等の観光シーズンにご利用いただき、「安曇野の自然を満喫しながら楽しく食事ができた」と、うれしい感想もいただきました。

ペット連れのお客様にも「車内に置いておくのではなく一緒にいられて、安心して楽しく食事ができた」と大変満足していただきました。

「安曇野の自然に囲まれたこのお店でガーデンウェディングができる



ランチコースの一例

いか？」と県外の方からの問い合わせもいただき、準備に向け話を進めております。森の中という当店の立地を生かした「ウッドデッキ」を増設することにより、安曇野の美しい思い出

をお客様に提供することが可能になりました。雨天でも使用できるよう後日屋根も設置しましたので、自然の中での料理教室・各種パーティーなど、これからますますテラス席の活用を充実させていきたいと思っております。

今回の小規模事業者持続化補助金制度のおかげで、また一つ夢が実現することができました。

安曇野の自然の素晴らしさを満喫していただき、お客様に感動していただける店づくりをこれからもしていきたいと思っております。



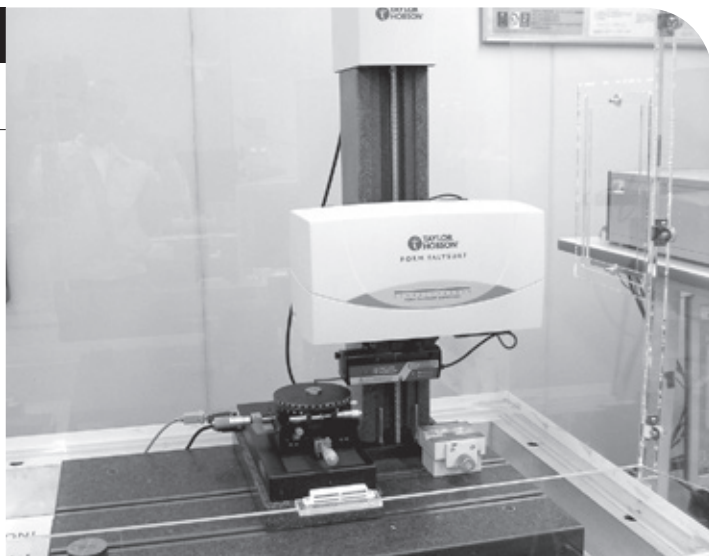
大塚 乃オーナー

上席専門経営支援員の支援事例紹介

製造業支援事例



長野県商工会連合会
上席専門経営支援員 渡辺 稔



測定に使用した表面粗さ測定器

■企業概要と経緯

昭和45年創業の旋盤による金属部品製造業。小型モータやセンサーなどの産業機器部品の量産品加工をしている社員5名の企業の事業主から、顧客からの継続的な価格ダウン要求に対していろいろな改善をして対応してきたが、コスト追従が困難となってきた。また、部品製造の海外展開化による安定受注量の減少という状況となっており、下記課題について商工会に相談があった。

■課題

- ・加工技術向上によるコストダウンを図りたい。具体的には、特殊加工の工具寿命が短く、このコストに占める割合が多いため、この寿命を長くしたい。
- ・新規受注確保をしたい。

■支援内容

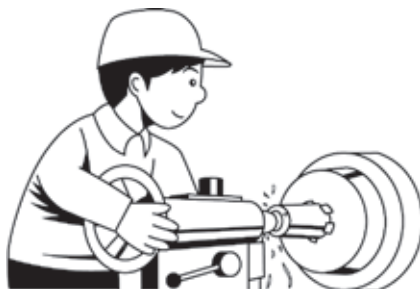
- ・工業技術総合センター加工部への技術相談を提案・実施し、現状の基本加工条件の評価と寿命延長につなげられる可能性のある各種情報（チップ、ホルダー、切削液とその供給方法）の紹介をいただき、私の調査情報と合わせてどの項目を取組むのか選定を行った。
- ・工具寿命設定の際、表面粗さと形状を目視で評価し設定しているが、その合理性の確認を提案し、工業技術総合センターの測定器を借用して数値化した。そして、要求規格に対してのマージンを明確にした。
- ・新規受注の確保に向け、次のような積極的な営業活動を提案する。(1)納品を社員に任せていたが、自ら訪問して顧客とコミュニケーションをとり、顧客の課題と今後の予定や最終製品の市場動向を把握する。(2)顧客はもちろん、同業者・支援機関等との接触を積極的に行い、情報収集等の機会を

増やす。その一つとして、中小企業振興センターの受発注取引事業の活用を提案し、同センターへの相談・登録を行った。

■支援の効果

- ・当社の基本的な加工条件の適切性が確認できた。また、加工技術向上に向け、更なる工具寿命延長の幾つかの案が見つかり、その可能性が見えてきた。
- ・表面粗さ等の要求規格に対してのマージンを明確にでき、工具当たりの加工数を増加できる可能性があることを明確にできた。
- ・新規受注獲得に向けて、営業活動の重要性を改めて認識し、また、中小企業振興センターへの相談・登録ができ、受注の機会を得る間口を広くすることができた。
- ・同社の特徴・強みは、加工技術向上を追求してコスト競争力向上へとつなげること、そして、今後も継続的な改善が必要なが確認できた。
- ・事業主は、自ら実務作業を行っており、情報収集や条件選定等の時間と費用の捻出が難しい。そのような状況の中でも積極的な営業と改善活動が重要であることを確認できた。

最後に、各専門分野の上席専門経営支援員は、課題解決に向け支援していますので、益々のご活用をお願いします。





桑原経営コンサルタント事務所
中小企業診断士
桑原 仁 氏

「経営力向上計画」で稼ぐ力を強化するチャンスです！

平成28年7月から中小企業等経営強化法が施行されました。

人口減少・少子高齢化の進展や国際競争力の激化、人手不足など、中小企業・小規模事業者・中堅企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し人材確保や事業の持続的発展に懸念が生じています。こうした中で、中小企業・小規模事業者等が労働の供給制約等を克服し、海外展開も含め、将来の成長を果たすべく、生産性の向上（経営力向上）を図ることが必要であることが背景としてあります。

■経営力向上計画の概要

「経営力向上計画」は人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された企業や事業者は、税制や金融の支援を受けることができます。

■制度の利用のポイント

【ポイント1】申請書類は実質2枚

①企業の概要、②現状認識、③経営力向

上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標、④経営力向上の内容などを簡単な計画等を策定することにより、認定を受けることができます。

【ポイント2】計画策定をサポート

認定経営革新等支援機関（商工会、地域金融機関、士業、中央会、商工会議所等）に計画策定の支援を受けることができます。

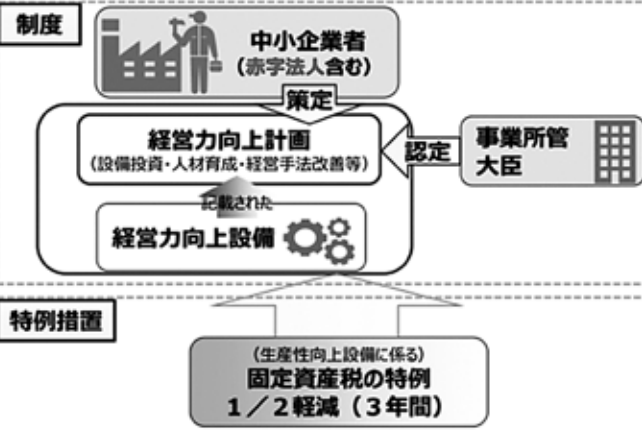
【ポイント3】認定計画に基づき取得した一定の機械及び装置の固定資産税が半分

計画認定を受けた場合、資本金1億円以下の会社、個人事業主などは、①160万円以上の機械及び設置であって、②生産性が年平均1%以上向上等の要件を満たせば、固定資産税の課税標準が3年間半額になります。

【ポイント4】その他の金融支援も用意

計画認定を受けた場合、政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

適用期間 【適用期間：3年間（平成30年度末までの投資）】
※中小企業等経営強化法の施行日以降に取得した資産が対象



特例対象・内容

【支援対象】

➤ 中小企業者（※）が経営力向上計画に基づき取得する新規の機械装置（新品）
※中小企業者：資本金1億円以下等、大企業の子会社除く

➤ 生産性を高める機械装置が対象

※既存の設備投資減税（生産性向上設備投資減税）の支援要件（①160万円以上、②生産性1%向上（10年以内に販売開始）、③最新モデル）のうち、①、②を満たした機械装置が対象です。中小企業への配慮から、③は、要件から除外。

【特例】

➤ 固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減



弁護士
諏訪 雅顕 氏

残業代に係わる問題について

1 労働者は、就業規則等に基づく労働契約において定められた就業時間を労働に従事するとされています。これを所定労働時間といいます。

会社は、労働基準法36条の届出（いわゆる36協定）等を前提に、所定労働時間を超える就業を命ずることができですが、この場合は、いわゆる残業代を支払わなければなりません。

企業によっては、このような残業代を適法に支払わずに労働者を過剰に就業させている所もあり、「ブラック企業」として社会問題化されています。

2 そもそも、残業代はどのように計算されるのでしょうか。会社が支払うべき残業代（割増賃金額）は、時給（一時間当たりの賃金）×残業時間×割増率で計算されます。

(1) 第一に、時給に関しては、月々の賃金を月の平均所定労働時間で割って計算します。月の平均所定労働時間は、（三六五日×年間の所定休日）×一日の所定労働時間（例えば出勤時間が午前9時、退勤時間が午後6時で、この間1時間の休憩が予定されている場合は、一日の所定労働時間は8時間となります）÷12ヶ月で計算されます。

ところで、上記時給の前提となる月々の基礎賃金の中には、通勤手当、家族手当等は参入しないとされています（労働基準法37条5項）。これらは、労働の実対価とは考えられず、個々の従業員に対する実費弁償的な意味を有するからです。もともと、通勤手当といっても、その全てが基礎賃金から除外される訳では

ありません。通勤手当と称していても、通勤距離に係わらず従業員に一律に一定の金額が支払われている場合は、労働の対価として支払われている意味合いが強いので、基礎賃金に含まれると解するのが相当です。

(2) 次に、残業時間に関しては、（労働基準法37条によって）割増賃金の支払義務が生ずる残業時間とは、法定の時間外労働（一日8時間、週40時間を超えて行われた労働）であることに注意を要する必要があります。従って、割増賃金が支払われる労働時間とは、原則として、休憩時間を除き一日8時間（あるいは週40時間）を超えて労働した時間数ということになります。

残業時間自体は、通常は、タイムカードに打刻された時間を前提に計算します。もともと、タイムカードがない場合でも、メモや他の従業員の証言等により残業の事実を証明できる場合は、残業時間として認められることもあります。

(3) 割増率については、原則として25%ですが、一ヶ月の残業時間が60時間を超えると、その超える部分については50%以上となります。

(4) 尚、残業代の請求権にも消滅時効があり、給与支給日から2年間とされています（労働基準法115条）。

3 ところで、会社によっては、時間外労働に対する割増賃金を最初から基本給の中に含めて支払っている場合があります。しかしながら、このような場合、基本給の内割増賃金に当たる部分が明確に区別さ

れて労使間で合意がなされていることが必要であり、その旨が雇用契約上明確にされていると共に、支給時に支給対象の内の時間外労働の時間数と残業手当の額が労働者に明示されており、一定残業予定時間を超えて残業が行われた場合には、当然にその所定の支給日に別途上乘せして残業代を支給する旨が明確にしておかなければならない、とする見解が有力に主張されています。定額支給制を採る会社の中には、労使間の定めが曖昧なまま履行している所もありますので、十分ご注意ください。

4 残業代の支給に関して、労使間でトラブルが生じた場合、労働局のあっせん、県の労働委員会による個別あっせん（左図を参照）、裁判所の労働審判、といった所で話し合いが行われますが、当事者間で合意が得られない場合は、民事訴訟にまで発展することもあります。

中小企業の場合、往々にして、従業員に対し、安易に「サービス残業」を要請することが見受けられますが、残業代の受給は労働者にとって重大な権利であることを十分自覚し、トラブルのないよう弁済していく必要があります。

ご存知ですか？労働委員会 ～雇用のトラブル ます相談～

長野県労働委員会とは…
「あっせん」により労働者個人と事業主との間で生じた
トラブルの解決をお手伝いする行政機関です。

手続簡単 無料 早期解決 秘密厳守

まずは、お気軽にお近くの労政事務所にご相談ください。
専門の相談員が解決方法をアドバイスします。

労政事務所の連絡先はこちら
東信 0268-25-7144
中信 0263-40-1936
南信 0265-76-6833
北信 026-234-9532

長野県労働委員会（県庁内）
☎026-235-7468
E-Mail: nainpref@nagano.lj.go.jp
長野県労働委員会 総務課

この人に 注目

Vol.108

工房ふるかわや

代表 古畑益朗さん

木祖村商工会



櫛通りを良くする歯ざり作業

衰退してきたお六櫛の歴史

木祖村蕨原で、江戸時代から作られている伝統工芸品「お六櫛」。旧中山道蕨原宿では、享保年間には既に作られていたといい、日本髪にはなくてはならない実用品として、旅の土産品と

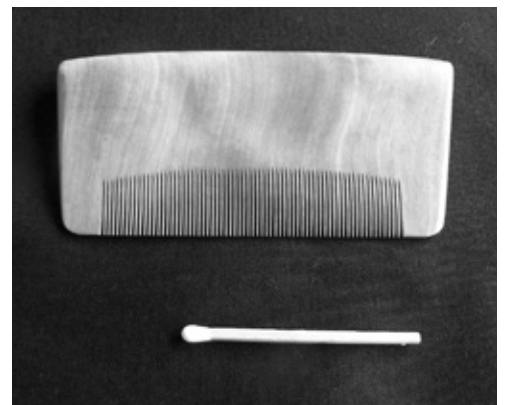
して広く世の中に出回るようになってきました。しかし明治以降、日本髪を結う習慣は徐々になくなり、金属やプラスチックなど異素材の浸透により、木祖村の櫛産業は廃れていき、今日では僅か数人の職人しか残っていない程の寂しい状況になってしまいました。

祖父の代から櫛づくりを生業としてきた工房ふるかわやは、蕨原宿のほずれにあり、家族で小さな木工業を営んでいます。かつて、櫛だけでは生計を立てるのが難しい時代には会社勤めも経験しながら、平成十四年に勤めていた会社を退職して事業に専念し、平成二十二年に事業継承をし、櫛作りをはじめとした木の製品作りに励んでまいりました。

伝統の匠の技と遊び心

厳しい環境変化の中で歩んで来たお六櫛の歴史ですが、今日、お六櫛を巡る状況は徐々に変わりつつあります。長年お付き合ひのある本物志向のお客様以外にも、美容業界にあつて、美しい髪へのこだわりを求める美容師の方や、髪のケアに敏感な若い女性層など、お六櫛の主たる原料木・ミネバリの木でできた、髪にやさしい伝統工芸品「お六櫛」として、広く認められつつあります。

このような手作りの櫛を見直す流れの中で、おかげさまで最近ではメデイ



細かな歯が並ぶ手引きのお六櫛

アにも多く取り上げられ、手のひらに乗る小さな櫛に、細かい歯を削り、髪の抵抗を減らすよう磨く匠の技が評価され、日本が生んだ確かな逸品として、国内のみならず外国の方にも人気を博しています。

一方、工房ふるかわでは、「遊び心」を大切に行っています。優れた技術でいい櫛を作ることは確かに大切なことですが、あくまで櫛作りの技術がベースにあつて、櫛以外のもの、例えば櫛の形を活かしたアクセサリ作りにも取り組んでいます。遊び心を形にすることは、創造性が養われると同時に、心のゆとりも生まれます。このことは、事業を継続していく上で、非常に大切なことだと思っています。

独自ブランド構築に向けて

代々続く工房で、事業を継承したこ

とは、自信につながると同時に大きな責任も感じました。現在、工房ふるかわでは、四代目となる息子が一緒に作業をし、日々修業に励んでいます。伝統の技を受け継ぐ大切さと同時に、これからは工房ふるかわとしてのブランド構築に向け、商工会のエキスパートバンク制度も利用し、親子一緒に知財権の活用について検討を重ねているところです。

櫛は小さな道具に過ぎませんが、お客様からいただくご注文には大きな感謝とご縁があります。一品一品心を込めて作り、まさにわが子を嫁に出す気持ちでお客様のお手元にお届けします。小さな田舎の工房ですが、伝統の技とここを大切に、これからも頑張っていきたいと思っています。



親子で作業する工房風景

「この人に注目」をシリーズで毎号掲載しています。商工会地域内で頑張っておられる方をご紹介します。



Vol.18

長和町商工会

みんながわになる

長和町



長和町は長野県のほぼ中央に位置し、北に上田市、東に佐久市、南に諏訪市、西に松本市、岡谷市があります。古くから交通の要所であり、中山道の宿場が二つあります。和田宿は中山道の最難所、和田峠を控え、足を留める旅人も多く大きな宿場でした。現在でも当時の姿を残し、国の史跡として指定されています。長久保宿は大門道や北国街道への分岐点にあたり繁栄しました。

旅籠建築の一福処濱屋いっぶくどうはまやが現在、歴史資料館として公開されています。

また、この度、日本地質学会が都道府県ごとに選定した「県の石」に、和田峠の「黒耀石」と「ざくろ石」が選ばれました。本州最大規模の黒耀石原産地として知られる和田峠と星糞峠。この一帯には、3万年前から黒耀石を求めて全国から沢山の人がやってきました。石器の材料として流通した「日本最古のブランド」であり、日本列島の人類の歴史を支えていたと言っても過言ではありません。星糞峠の付近では縄文時代に黒耀石を掘り出した鉱山のような大規模な遺跡が残されています。ざくろ石は濃いえび茶色の特徴で宝石（ガーネット）としても人気が高いです。「黒耀石体験ミュージアム」では、この鷹山地区の3万年にわたる歴史を振り返ることができ、黒耀石を使ったストラップやアクセサリーを購入することもできます。

長和町は、平成十七年十月一日に長門町と和田村が合併して誕生しました。合併当時は7,300人を数えた人口

も現在は6,400人ほどになり、人口減少と少子高齢化対策が喫緊の課題となつています。そこで、取り組み始めたのが当青年部が行う「恋コン」です。春と秋の二回開催する婚活事業で町行政からの支援を受けて開催しています。春は青空のもとキャンプ場でのBBQ、秋は霽圀気の良いペンションでのパーティーが定番となっています。今年、ようやく一組のカップルが結婚まで至り、俄然やる気モードになっている青年部であります。

長和町商工会館のある「道の駅・マルメロの駅ながと」は、国道152号線沿いにあり、広い駐車場を有し、商業施設と日帰り温泉施設も隣接することから、観光客や長距離トラックドライバーが集積する人気の場所になっています。この立地環境を活かして女性部が中心となって取り組んでいるのが、「長和軽トラ市」であります。今では各

年部であります。



この11月26日の開催を告知する
「第7回恋コン」チラシ

地で行われるようになりました。出店者は野菜や果物をはじめクラフトや手作り品など多種にわたり、値段もおまけも交渉次第の楽しみです。女性部の販売する手づくり山菜おこわも評判で早々に完売します。出店者と買物客、買物客同士の交流

がまちの賑わいとなり定着してきました。

美々原高原にビーナスライン、長門牧場、ブランシユたかやまスキーリゾートにエコーバレースキー場と四季を通じて信州の自然を感じることができます。さあ！長和町の大自然と古代ロマンを体感してみませんか。



みんながわになる長和町プロジェクト
(詳しくは長和町商工会FBページをご覧ください)

中小企業経営者のみなさまへ 国が準備したセーフティネット 安心の材料をご提供します。

**取引先の突然の倒産!まさかのときの
資金調達先は準備していますか?**

経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

**売掛金が回収できなくなった。
資金ショートで連鎖倒産してしまう...**



掛金は
損金もしくは
必要経費に
算入できます

1

**「取引先の倒産」と「商取引の
事実」の確認で迅速に貸付実行。**

回収困難となった売掛金(被害額)
相当の資金を調達できます。
(最高8,000万円まで)

2

**当面の資金繰りに
役立ち、自社と社
員を守れます。**

自社のリスク
マネジメントの
ひとつとして
お考えください。



**経営者ご自身の「現役引退後の生活
資金」のことをお考えですか?**

小規模企業共済制度

**年金だけでは不十分で、不安がある。
自分で積み増しするには、どんな
ものがあるのかな...**



掛金は
全額所得
控除

1

**将来、「廃業」「役員退任」
等が生じたときに共済金
を受け取れます。**



2

**現役引退後の安心した
生活設計が図れます。**



★毎月3万円の掛金(年間36万円)で、例えば課税対象所得400万円の方なら、
約11万円の節税になります。(左図は確定申告書の記載例)

●共済制度の詳しい内容は、パンフレット等を必ずご覧ください。

共済制度の運営機関



中小企業と地域振興をもっとサポート
独立行政法人

中小企業基盤整備機構

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

共済相談室

TEL **050-5541-7171**

URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

経営セーフティ共済

検索

小規模企業共済

検索